

可部出張所管内 太田川・根谷川・三篠川 ゴミマップ 【平成29年度実績】

不法投棄は犯罪です！

可部出張所管内における不法投棄の発見回数(右図)は、近年減少傾向にありましたが、H29年度は増加しております。

多量の投棄や悪質な物も多く発見されております。

ゴミの不法投棄は、地域の美観が損なわれるだけではなく、わたし達の生活の源である川の水を汚染する恐れもあります。

そういった違法行為に多くの人が悲しんでいます。

引き続き、広島市、警察と連携しながら、積極的に取締りを実施して参ります。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃棄物を投棄した場合、以下の刑に処せられ、又はこれを併科されます。【5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金】



(注) ゴミ投棄写真は実際のものを掲載しています。また、写真はほんの一部です。

平成29年度 可部出張所管内 不法投棄発見回数集計表



※ このゴミマップは、平成29年度（平成29年4月～平成30年3月）に河川パトロール等により、ゴミ不法投棄を発見した場所を表しています。



凡例

- 一般ゴミ ○電化製品 ●家具 ●自転車
- バイク ○車 ○布団・衣類 ○建設廃材 ○その他

★不法投棄を発見しましたら、最寄りの警察または、国土交通省 太田川河川事務所 可部出張所 TEL 812-2216まで、ご連絡下さい。